

障害福祉分野の最近の動向

（目次）

1. 障害福祉制度をとりまく状況 P 1
2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について P17
3. 2019年度障害福祉サービス等報酬改定について P31

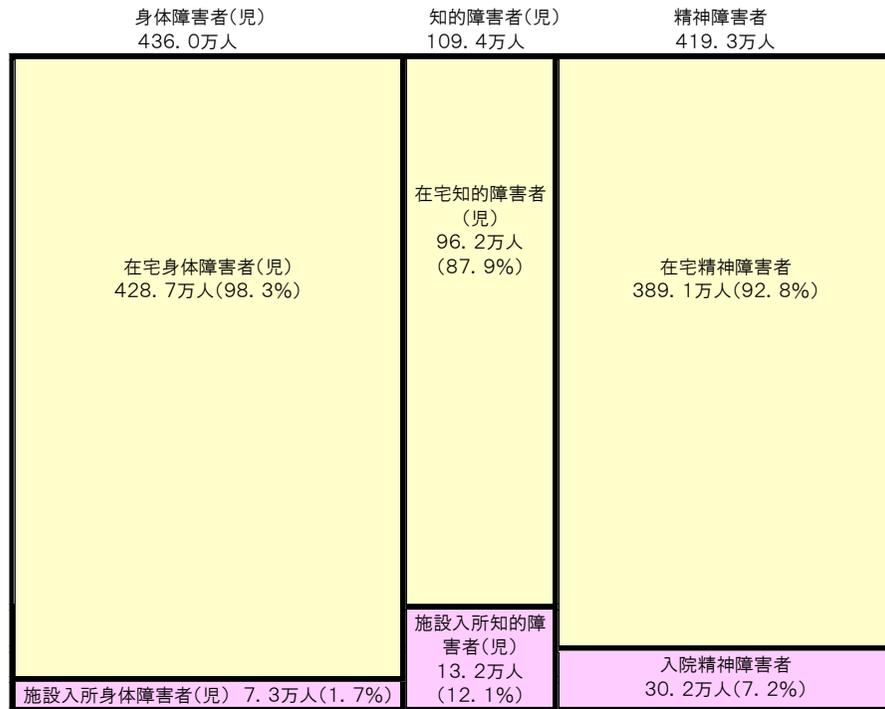
1. 障害福祉制度をとりまく状況

障害者の数

- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

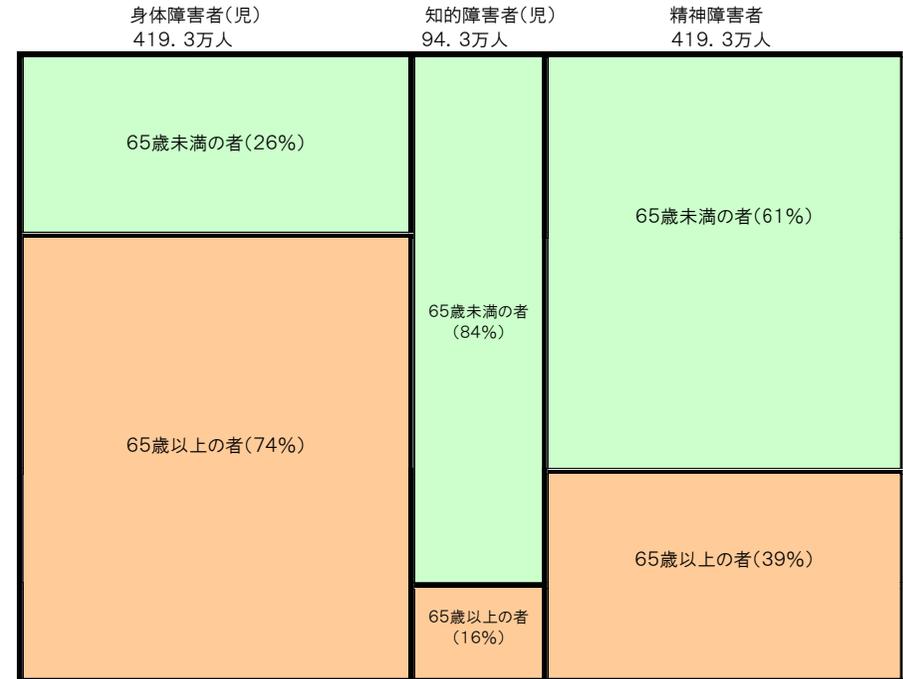
(在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)
うち在宅 914.0万人(94.7%)
うち施設入所 50.7万人(5.3%)



(年齢別)

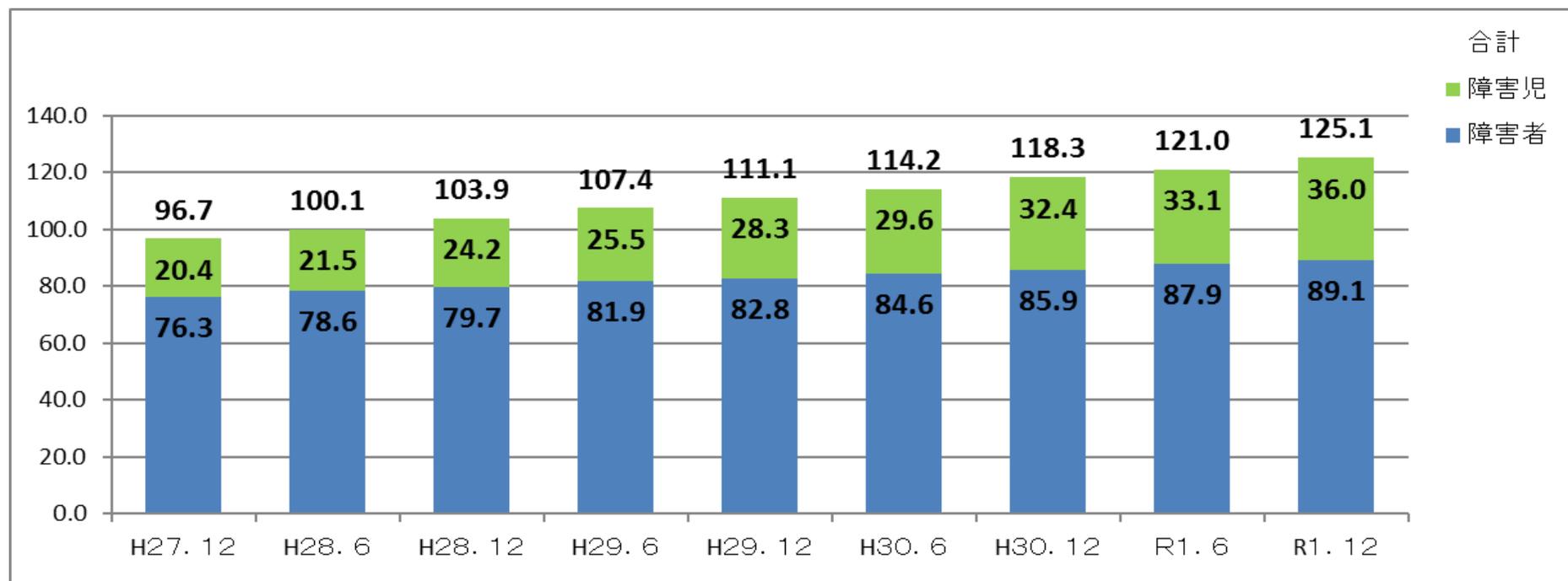
65歳未満 48%
65歳以上 52%



- ※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。
- ※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
- ※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
- ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
- ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○平成30年12月→令和元年12月の伸び率(年率)..... 5.8%

(令和元年12月の利用者数)

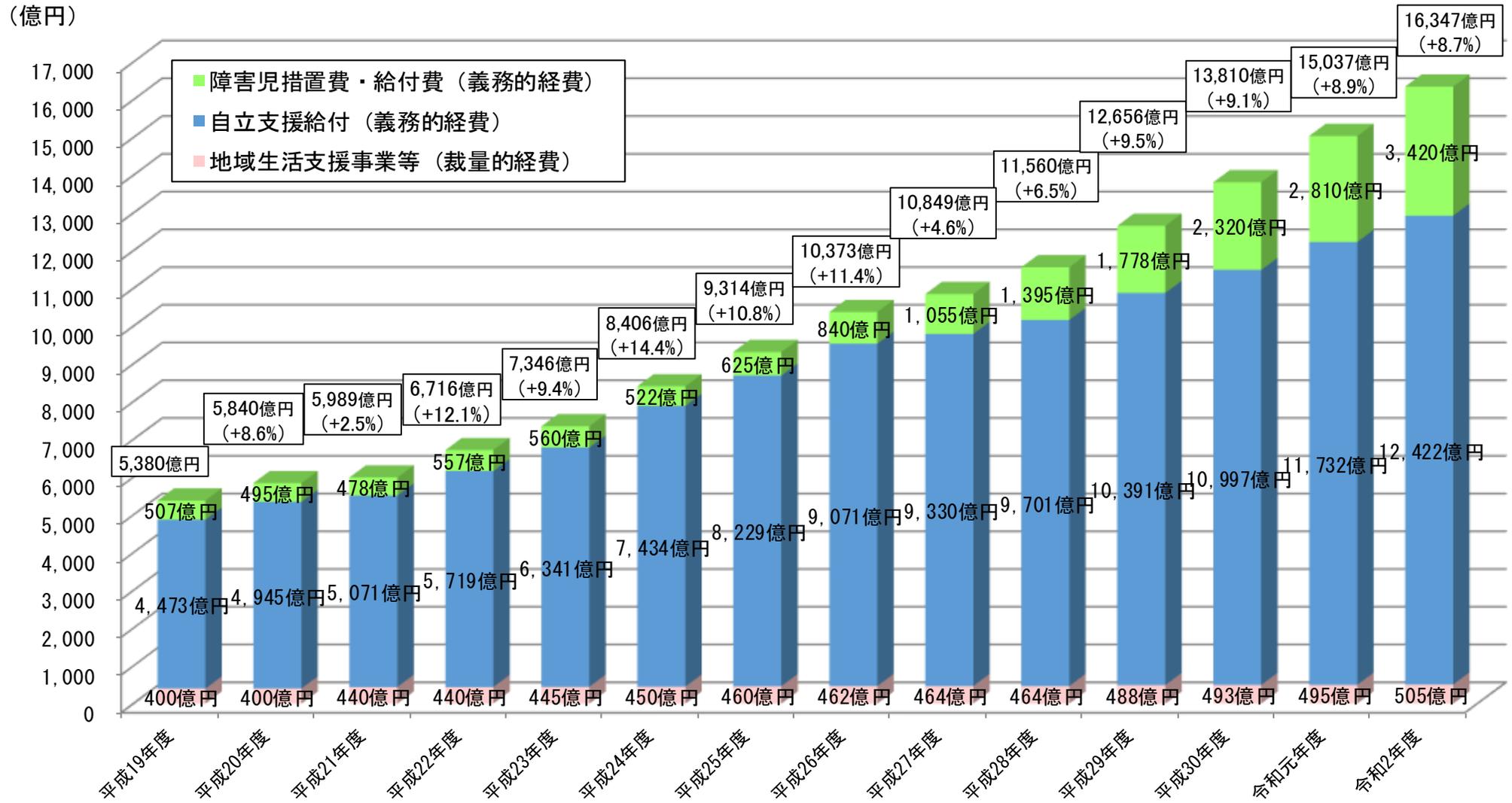
このうち	身体障害者の伸び率.....	1.4%	身体障害者.....	22.2万人
	知的障害者の伸び率.....	3.0%	知的障害者.....	40.9万人
	精神障害者の伸び率.....	7.6%	精神障害者.....	24.1万人
	障害児の伸び率.....	10.6%	難病等対象者...	0.3万人(3,326人)
			障害児.....	37.5万人(※)
			(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)	

※各年代の前年同月における伸び率

20歳以上30歳未満.....	4.1%	50歳以上60歳未満.....	6.0%
30歳以上40歳未満.....	2.7%	60歳以上65歳未満.....	2.7%
40歳以上50歳未満.....	2.0%	65歳以上.....	6.2%

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は13年間で約3.0倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

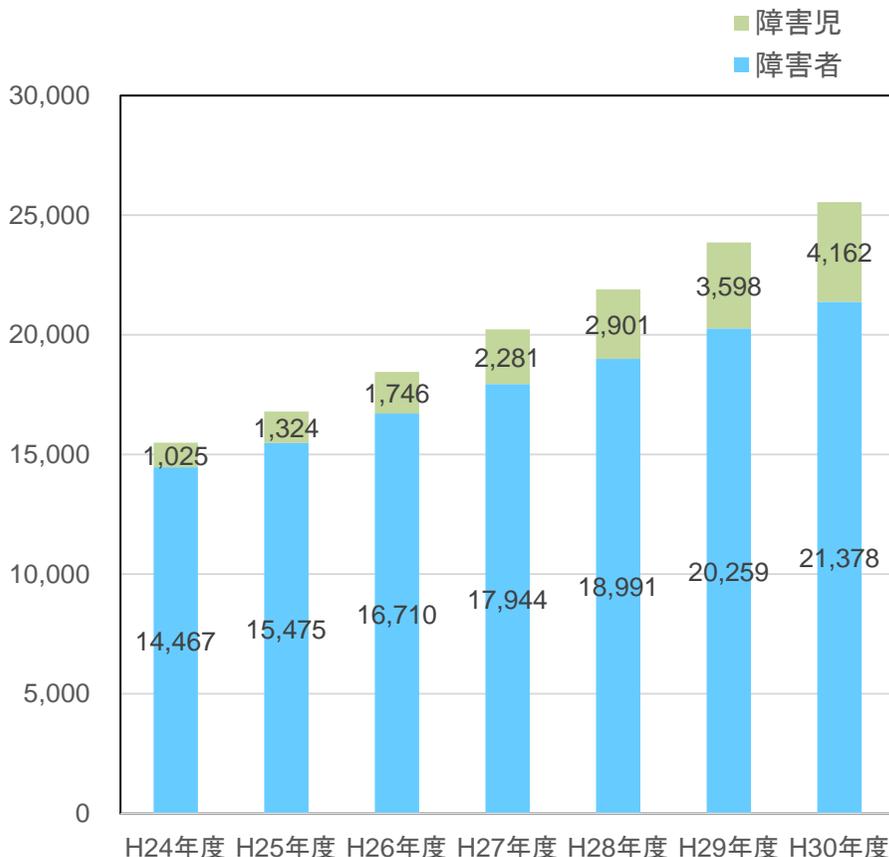
(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

障害福祉サービス等における総費用額及び1人当たりの費用月額推移

- 障害福祉サービス等における総費用額は増加傾向にあり、平成29年度から平成30年度の伸び率は、全体で7.1%、障害者サービスで5.5%、障害児サービスで15.7%となっている。
- また、一人当たりの費用月額をみると、障害者サービス、障害児サービスともに増加傾向にある。

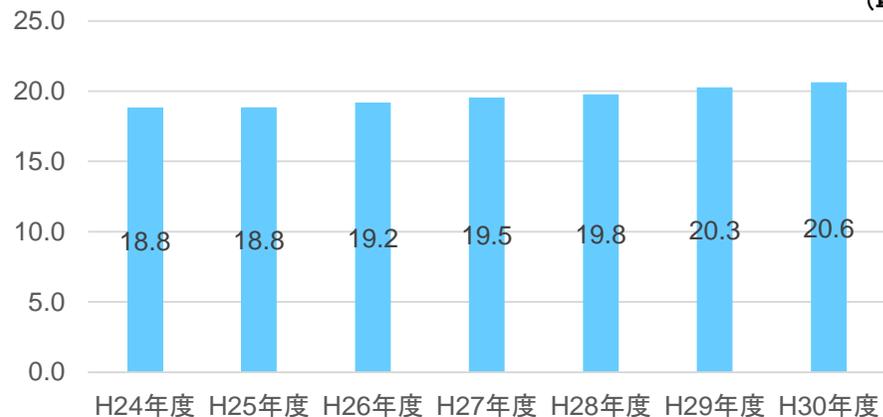
○総費用額の推移

(単位:億円)



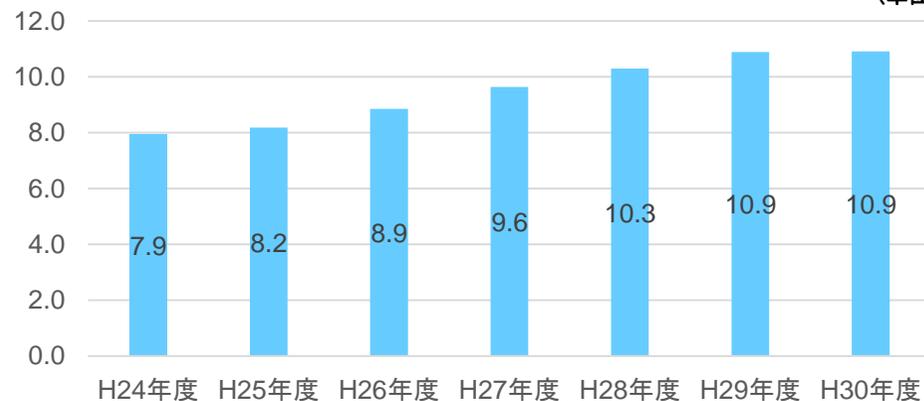
○1人当たりの費用月額の推移(障害者サービス)

(単位:万円)



○1人当たりの費用月額の推移(障害児サービス)

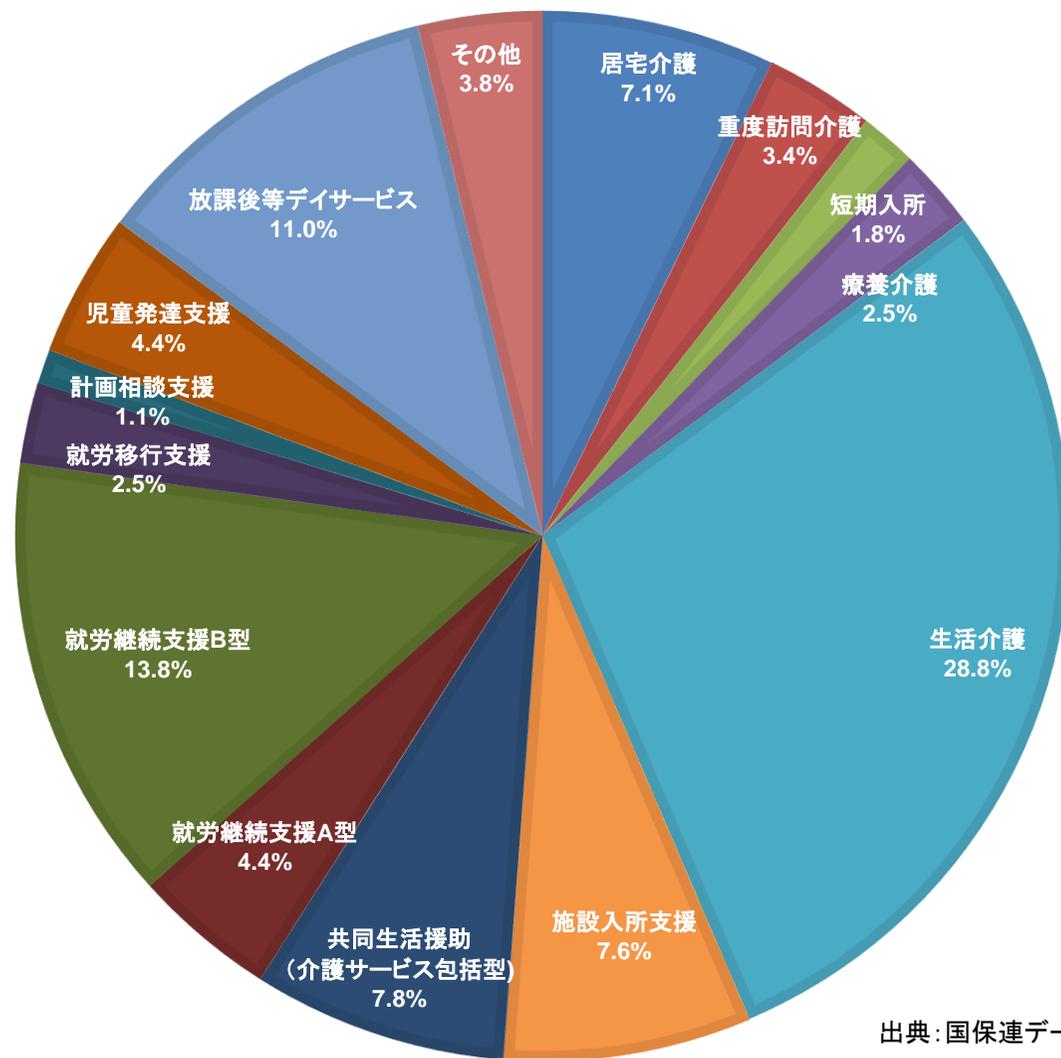
(単位:万円)



障害福祉サービス等におけるサービス種類別にみた総費用額及び構成割合

平成30年度	総費用額(億円)	
	金額	比率
合計	25,540	100.0%
居宅介護	1,825	7.1%
重度訪問介護	859	3.4%
短期入所	448	1.8%
療養介護	635	2.5%
生活介護	7,365	28.8%
施設入所支援	1,943	7.6%
共同生活援助(介護サービス包括型)	1,993	7.8%
就労継続支援A型	1,121	4.4%
就労継続支援B型	3,531	13.8%
就労移行支援	636	2.5%
計画相談支援	272	1.1%
児童発達支援	1,130	4.4%
放課後等デイサービス	2,811	11.0%
その他	972	3.8%
同行援護	188	0.7%
行動援護	133	0.5%
重度障害者等包括支援	4	0.0%
自立生活援助	1	0.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	145	0.6%
共同生活援助(日中サービス支援型)	15	0.1%
宿泊型自立訓練	49	0.2%
自立訓練(機能訓練)	28	0.1%
自立訓練(生活訓練)	172	0.7%
就労移行支援(養成施設)	1	0.0%
就労定着支援	11	0.0%
地域移行支援	3	0.0%
地域定着支援	3	0.0%
障害児相談支援	96	0.4%
医療型児童発達支援	10	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
保育所等訪問支援	12	0.0%
福祉型障害児入所施設	52	0.2%
医療型障害児入所施設	51	0.2%

- 居宅介護
- 施設入所支援
- 計画相談支援
- 重度訪問介護
- 共同生活援助(介護サービス包括型)
- 児童発達支援
- 短期入所
- 就労継続支援A型
- 放課後等デイサービス
- 療養介護
- 就労継続支援B型
- その他
- 生活介護
- 就労移行支援



出典: 国保連データ

※端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た利用者数の推移(各年度月平均)

(単位:千人)

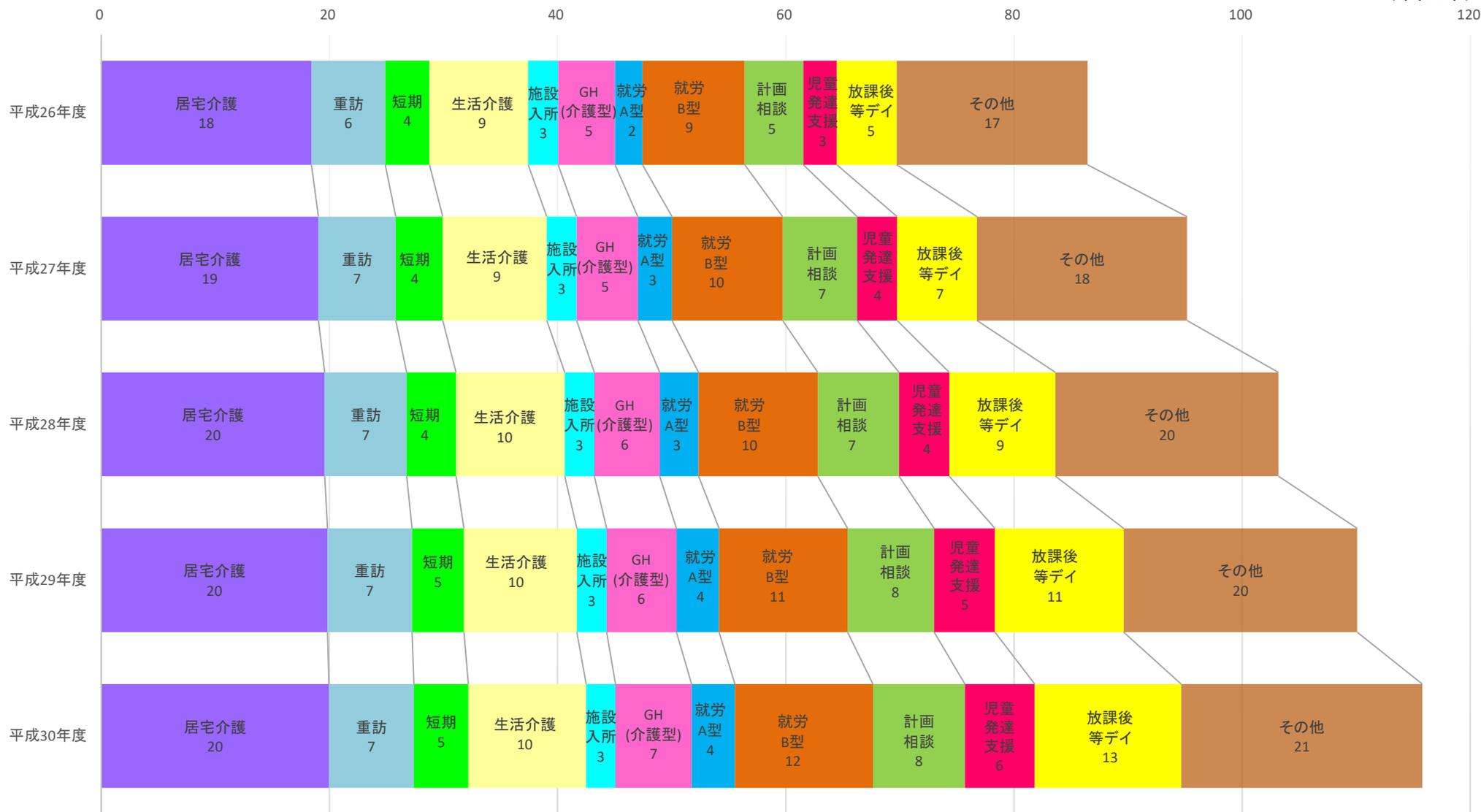


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た事業所数の推移(各年度月平均)

(単位:千)



注: その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典: 国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た総費用額の推移(各年度合計)

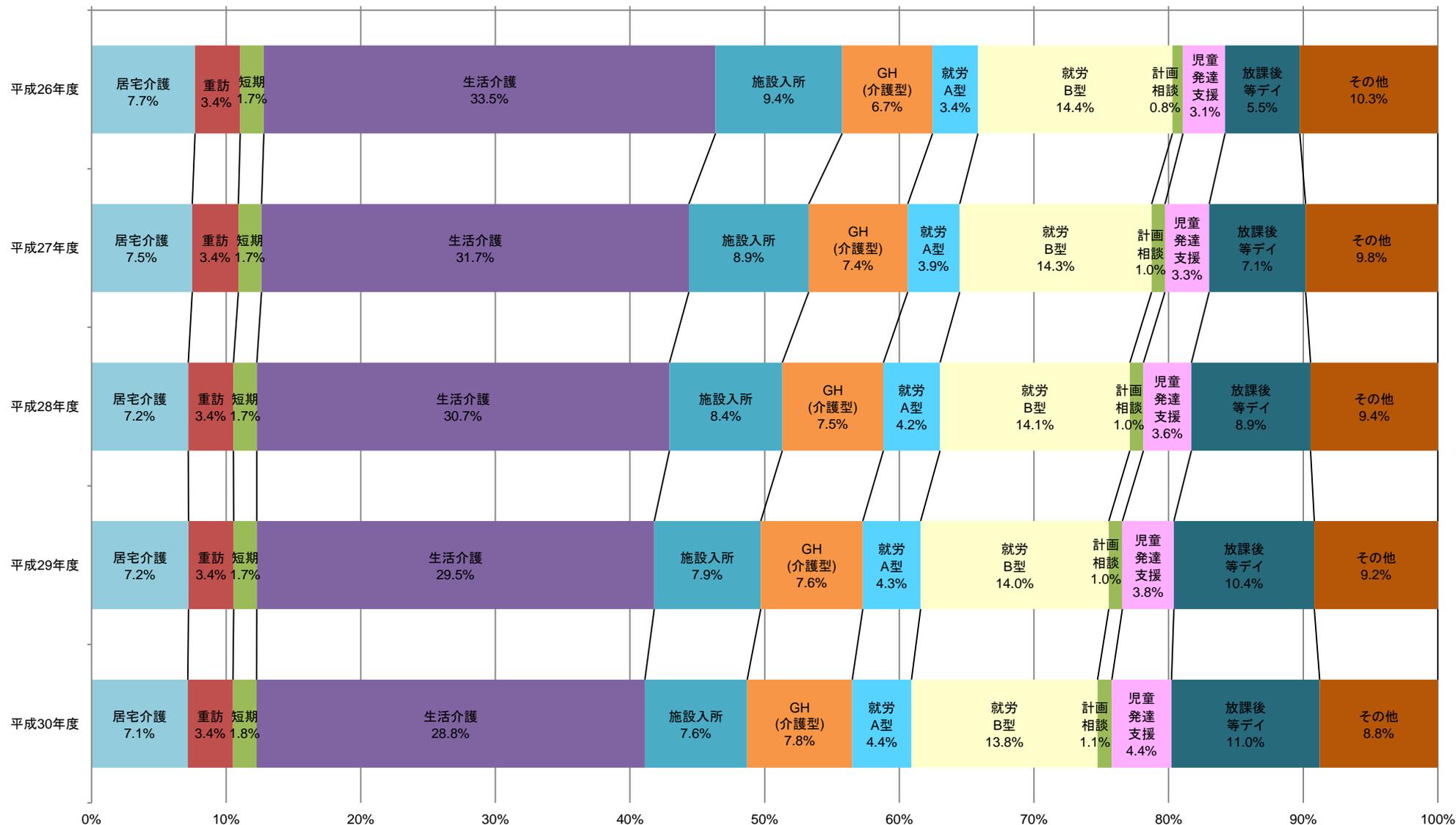
(単位:億円)



注: その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典: 国保連データ

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た総費用額構成割合の推移(各年度合計)

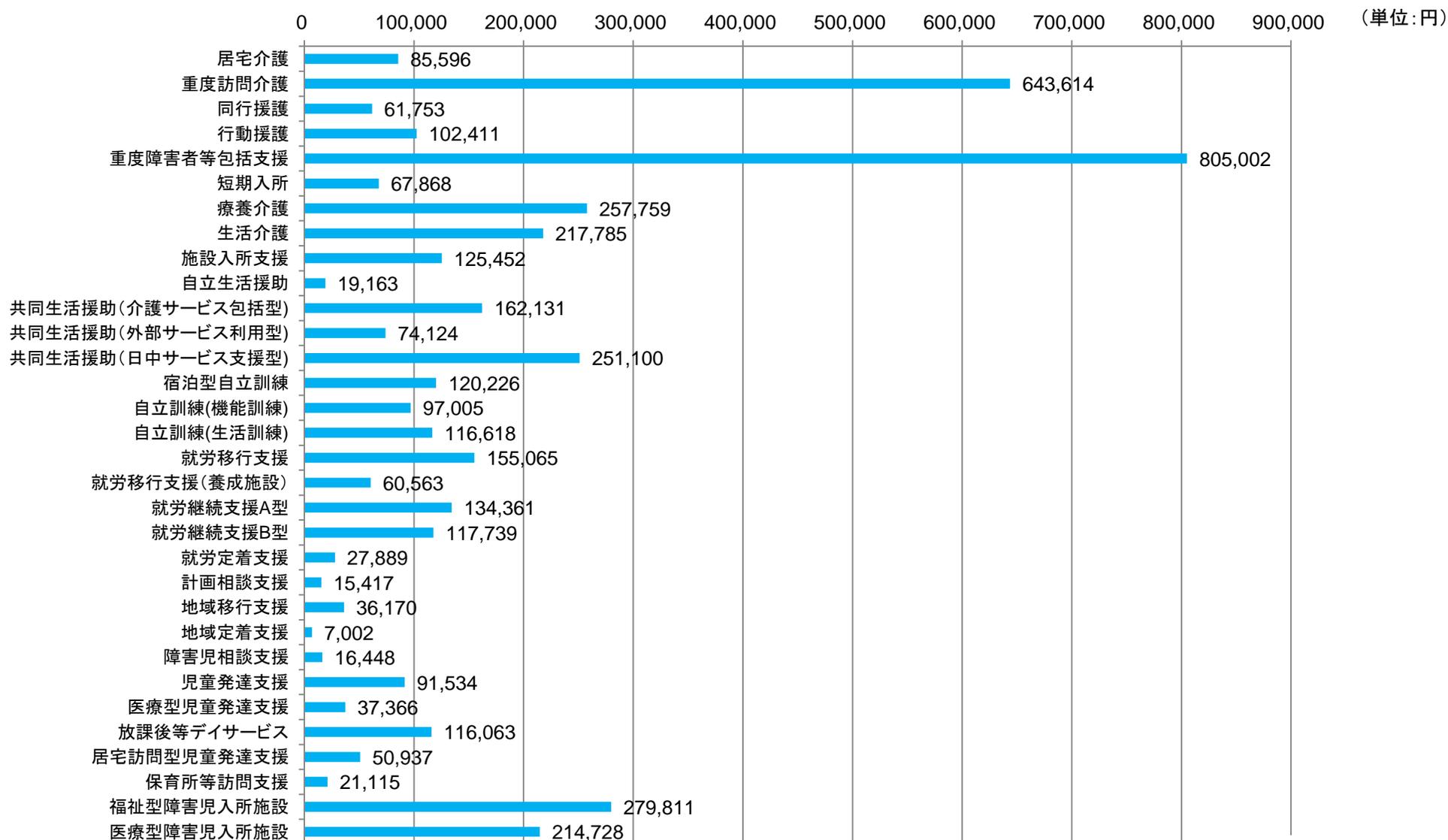


注: その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典: 国保連データ

障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た1人当たりの費用額（平成30年度月平均）

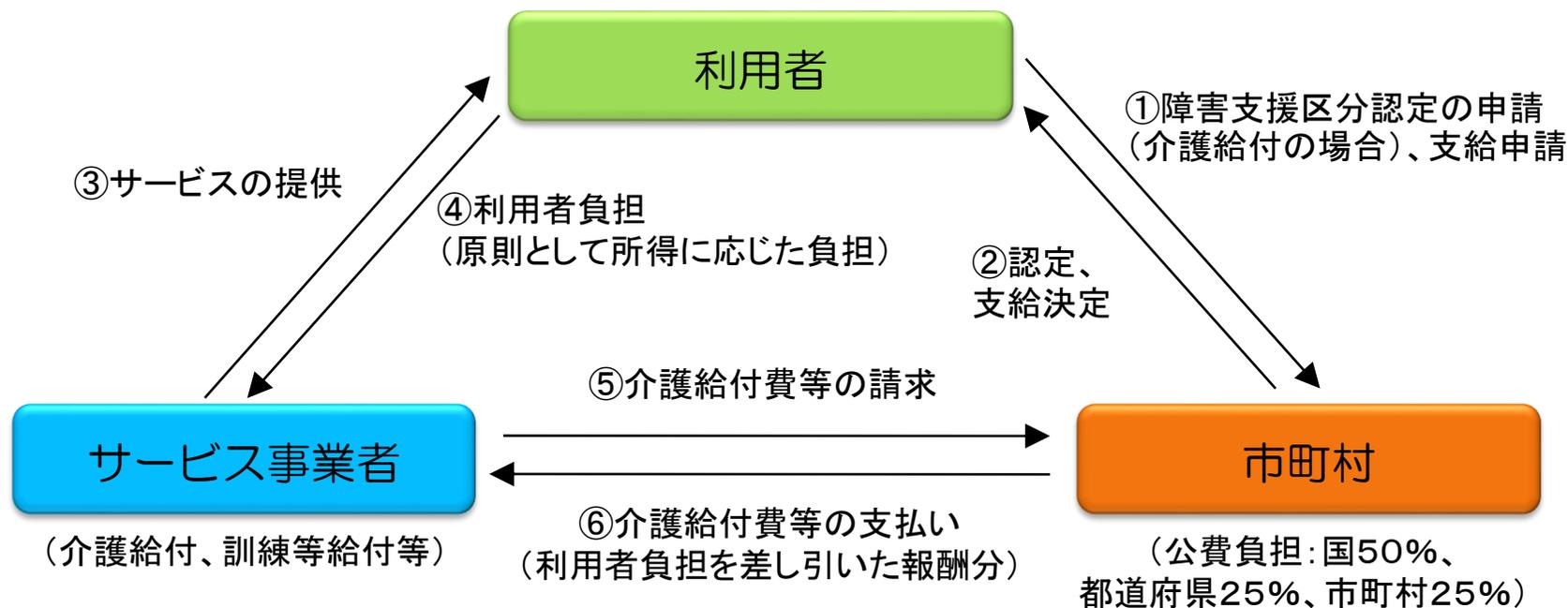
- 障害者サービスでは、重度障害者等包括支援、重度訪問介護、療養介護において、1人当たりの費用月額が高くなっている。
- 障害児サービスでは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たりの費用月額が高くなっている。



障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。（障害者総合支援法第29条第3項等）
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費（利用者は所得に応じた自己負担）＝

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】（生活介護の例）

サービスごとに算定した単位数

基本報酬	定員 20人 以下	区分6	1,291単位	等
		区分5	969単位	
		区分2以下	564単位	
+				
加算・減算	定員超過減算	基本報酬 × 70/100		等
	人員配置体制加算	+ 33~265単位		
	常勤看護職員等配置加算	+ 6~56単位		

サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

級地	単価	(参考) 地域例
1級地	11.22円	東京都 特別区
2級地	10.98円	大阪府 大阪市
3級地	10.92円	千葉県 成田市
4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
5級地	10.61円	茨城県 水戸市
6級地	10.37円	宮城県 仙台市
7級地	10.18円	北海道 札幌市
その他	10.00円	-

- ※ 障害福祉サービス等の単価は、10円～11.60円
- ※ 生活介護の単価は、10円～11.22円

事業者を支払われるサービス費（利用者は所得に応じた自己負担）

障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

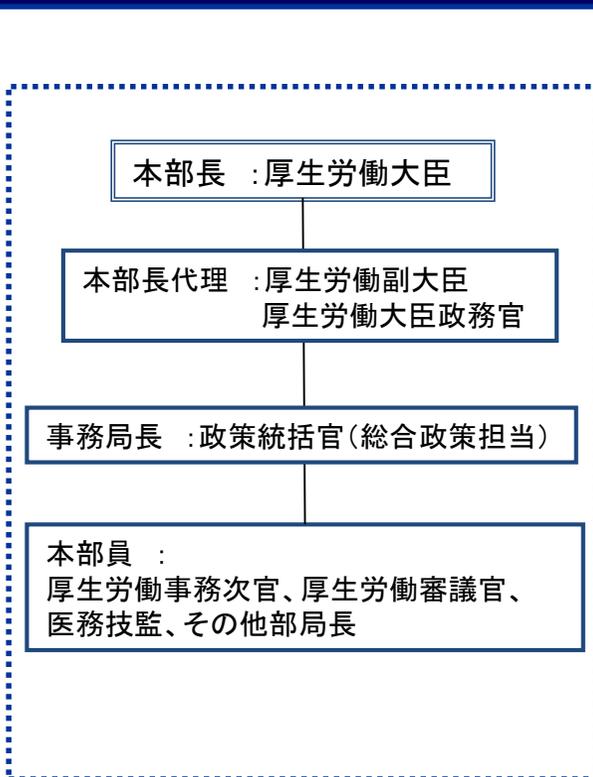
改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な人材の確保 ○事業者の経営基盤の安定 ○サービスの質の向上 ○地域生活基盤の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進 	+ 5. 1%
平成24年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化 	+ 2. 0%
平成26年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税率の引上げ(8%)への対応 	+ 0. 69%
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等 	± 0%
平成29年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉人材の処遇改善 	+ 1. 09%
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保 	+ 0. 47%
令和元年10月改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉人材の処遇改善 ○消費税率の引上げ(10%)への対応 	+ 2. 00%

2040年を展望した社会保障・働き方改革の検討について

趣旨

- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業も増加。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めることが必要。
- このため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置するとともに、部局横断的な政策課題について、従来の所掌にとらわれることなく取り組むためプロジェクトチームを設けて検討する。

2040年を展望した社会保障・働き方改革本部



※プロジェクトチームにおける検討を基に改革案を審議

横断的課題に関するプロジェクトチーム

①健康寿命延伸PT(疾病予防・介護予防に関する施策等)

主査: 奈尾審議官(健康局) 副主査: 八神審議官(保険局)、大坪審議官、江崎統括調整官

②疾病・介護予防、健康づくり実証事業推進PT(予防・健康づくりの実証事業)

主査: 奈尾審議官(健康局) 主査代理: 山下医療介護連携政策課長
副主査: 佐々木厚生科学課長、田口歯科保健課長、神ノ田健康課長、江浪がん・疾病対策課長、岡野認知症施策推進室長、眞鍋老人保健課長、熊木国民健康保険課長、朝川参事官

③医療・福祉サービス改革PT(ロボット、AI、ICTの実用化等)

主査: 諏訪園審議官(老健局) 副主査: 迫井審議官(医政局)、江崎統括調整官

④高齢者雇用PT(高齢者の雇用就業機会の確保等)

主査: 達谷窟高齢・障害者雇用開発審議官 副主査: 岸本審議官(職業安定局)、井内審議官(人材開発統括官)

⑤就職氷河期世代活躍支援PT(就職氷河期世代の活躍支援)

主査: 土屋厚生労働審議官
副主査: 井内審議官(人材開発統括官)、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、谷内社会・援護局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官、山田審議官(統計、総合政策、政策評価担当)

⑥障害者雇用・福祉連携強化PT(雇用施策と福祉施策の連携等)

主査: 土屋厚生労働審議官 副主査: 達谷窟高齢・障害者雇用開発審議官、橋本障害保健福祉部長

⑦地域共生PT(縦割りを越えた地域における包括的な支援体制の整備等)

主査: 中村審議官(政策統括官(総合政策担当))
副主査: 辺見審議官(社会・援護局)、依田審議官(子ども家庭局)、橋本障害保健福祉部長、諏訪園審議官(老健局)

⑧賃金底上げPT(最低賃金を含む賃金引き上げをしやすい環境の整備等)

主査: 土屋厚生労働審議官
副主査: 吉永審議官(労働基準局)、吉田医政局長、浅沼生活衛生・食品安全審議官、坂口労働基準局長、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、渡辺子ども家庭局長、谷内社会・援護局長、橋本障害保健福祉部長、大島老健局長、濱谷保険局長、高橋年金局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官

障害者雇用・福祉連携強化PTについて

構成

主査:厚生労働審議官

副主査:職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

(参考)開催状況

第1回	令和元年7月25日	議事:(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事:(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事:関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
第4回	令和元年10月7日	議事:関係者ヒアリング② ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏 (海外事例について))
第5回	令和元年10月18日	議事:(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事:関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 眞氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏)(通勤支援や職場等における支援等の在り方について))
第7回	令和元年12月9日	議事:関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上))
第8回	令和元年12月9日	議事:関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会(会長 阿部一彦氏)(同上))
第9回	令和元年12月13日	議事:関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏)(同上))
第10回	令和元年12月24日	議事:(1)教育分野との連携について (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事:(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他

※ PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

2. 平成30年度障害福祉サービス等 報酬改定について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

事業所数： 106事業所
利用者数：1,301人
※国保連データ（令和元年9月）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

- ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

- ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

事業所数：175事業所
利用者数：789人
※国保連データ（令和元年9月）

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

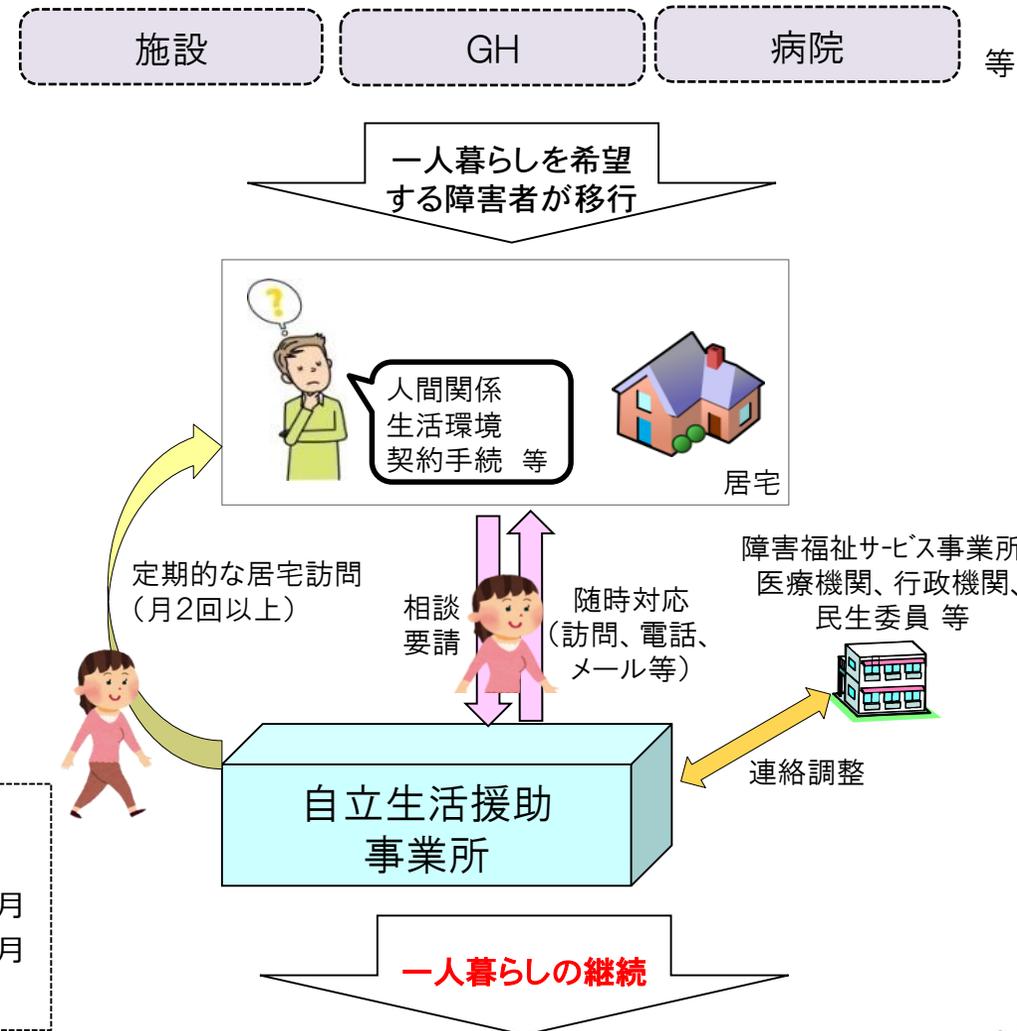
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



地域生活支援拠点等の機能強化

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32（令和2）年度）では、平成32（令和2）年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成30年4月時点における整備状況 89市町村、30圏域
令和2年度末までに整備予定 681市町村、164圏域
（全国：1,741市町村、189圏域）

地域生活支援拠点等

【相談】



【体験の機会】



【地域の体制づくり】

【専門性】



【緊急時受入れ】



【相談機能の強化】

○ 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。

- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

○ 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。

- ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

○ 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。

- ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

○ 生活介護に重度障害者支援加算を創設。

- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

○ 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

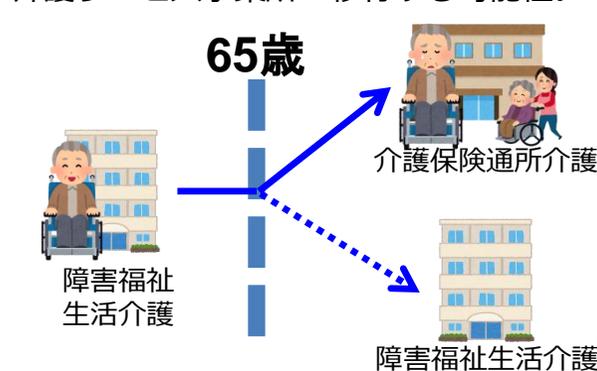
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

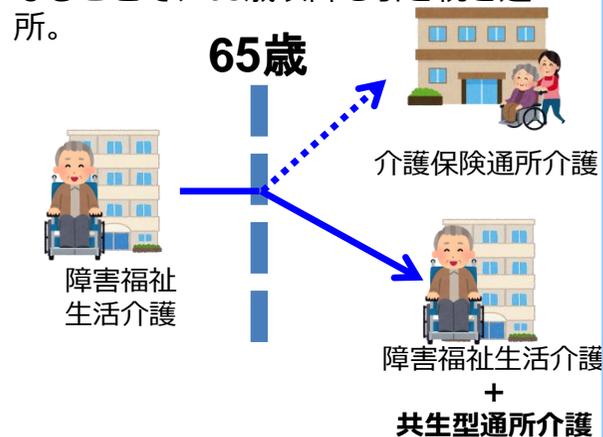
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位

- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



【障害者向けサービス】

- 生活介護



【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。

➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

事業所数： 54事業所
利用者数： 110人
※国保連データ（令和元年9月）

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

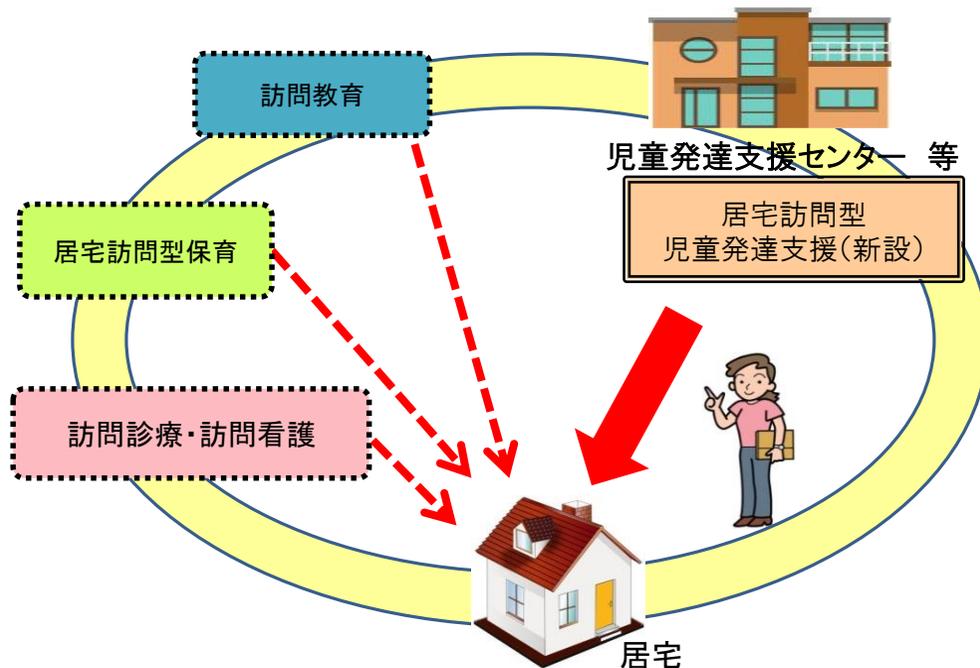
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

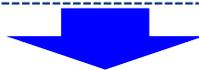
利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現行一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



[見直し後の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

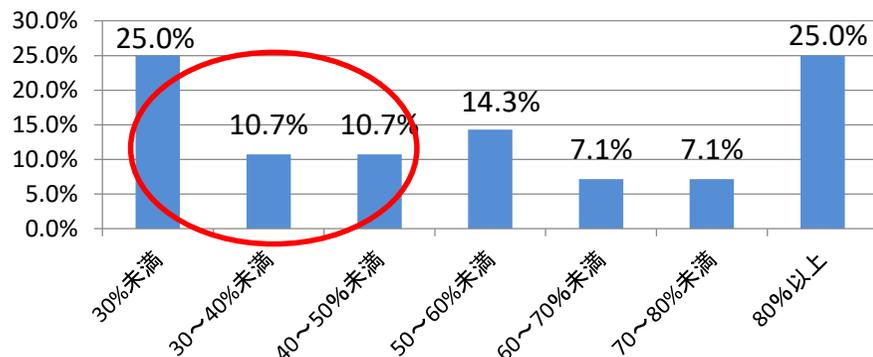
	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

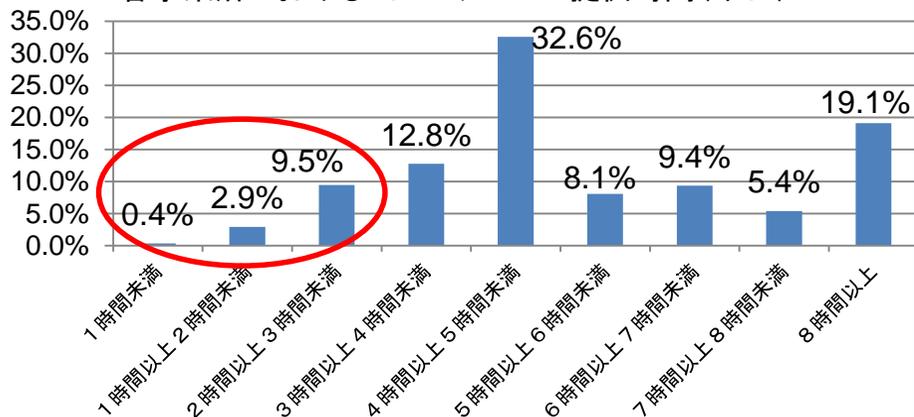
	指標該当	それ以外
区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間（平日）



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分

1年に1回 → 1月に1回

500単位/回 等

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除した数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える
提供体制の構築

【相談】



【体験の機会】



【地域の体制づくり】 日中活動系
サービス



【専門性】



【緊急時受入れ】



グループホーム
障害者支援施設
基幹相談支援センター

短期入所

相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8%
(平成28年度決算)

	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

「就労定着支援」の報酬の設定

事業所数：1,115事業所
利用者数：9,342人
※国保連データ（令和元年9月）

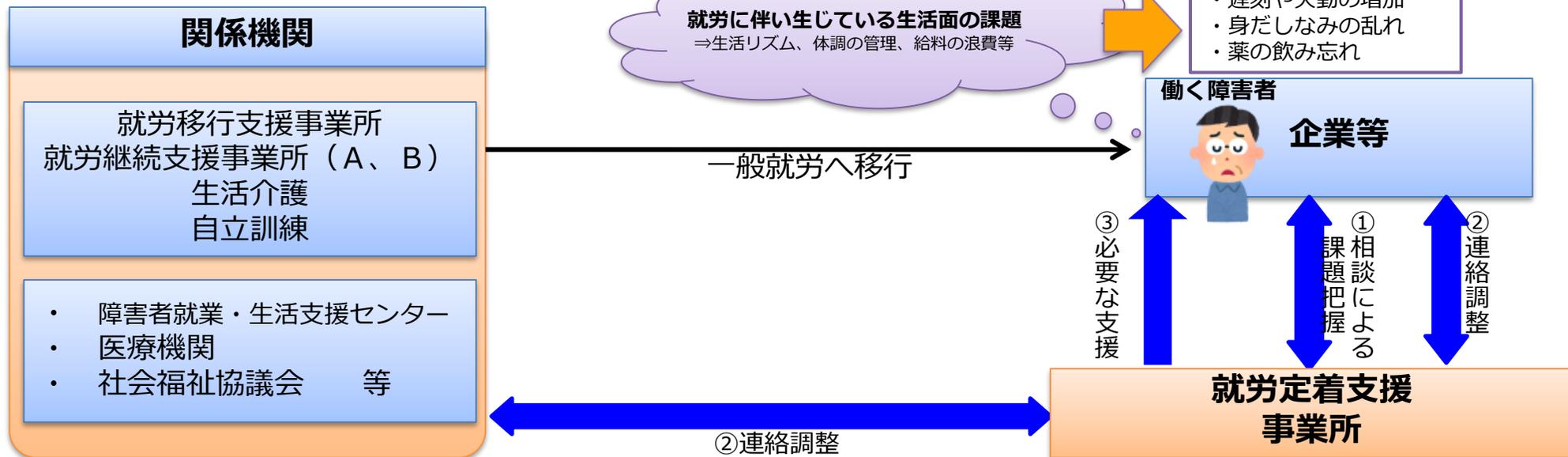
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



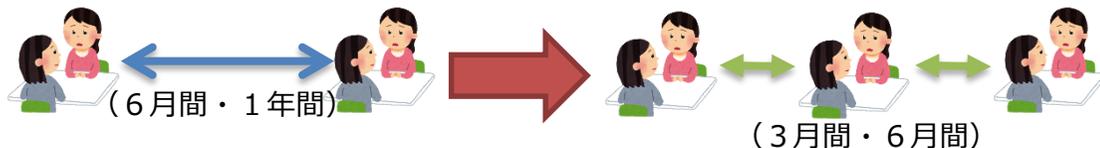
基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③ 特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位/月



特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月 等

④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

- ・ 初回加算 300単位/月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 等



⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

現行
基本
報酬

④加算
③加算
新基本
報酬

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (Ⅰ)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (Ⅱ)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額民間調査))。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

3. 2019年度障害福祉サービス等 報酬改定について

新しい経済政策パッケージ (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

第2章 人づくり革命

5. 介護人材の処遇改善

(具体的内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、

2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善加算の取得要件及び加算率の設定方法

加算の取得要件

(1) 加算の取得要件

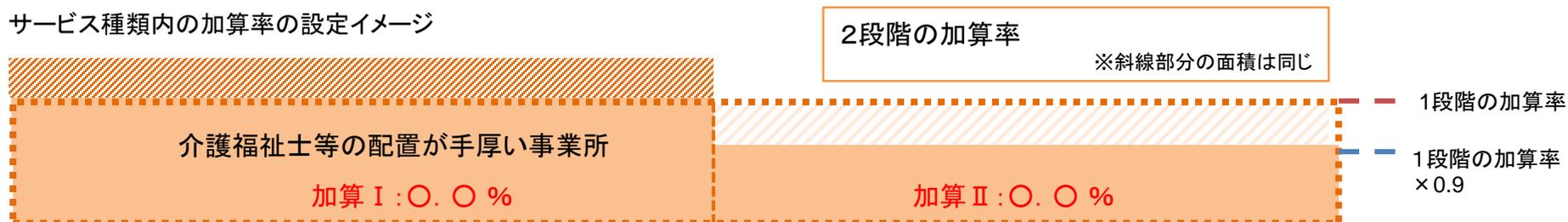
- 今般の更なる処遇改善は、これまでの数度にわたり取り組んできた福祉・介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われていることを担保し、これらの取組を一層推進するため、以下の取得要件とする。
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得していること。
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

加算率の設定

(2) 加算率の設定

- サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数10年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中でも、経験・技能のある障害福祉人材の数が多事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階設定する。
- 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算Ⅱの加算率がその $\times 0.9$ となるよう設定した上で、加算Ⅰの加算率を設定する。
 - ※ 加算Ⅰと加算Ⅱで加算率の差が大きくなる(1.5倍を超える)場合には、 $\times 0.95$ となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定

サービス種類内の加算率の設定イメージ



各サービスごとの加算率について

福祉専門職員配置等加算等があるサービス	加算Ⅰ (福祉専門職員配置等加算等を取得している事業所)	加算Ⅱ (福祉専門職員配置等加算等未取得している事業所)
居宅介護※	7.4%	5.8%
重度訪問介護※	4.5%	3.6%
同行援護※	14.8%	11.5%
行動援護※	6.9%	5.7%
療養介護	2.5%	2.3%
生活介護	1.4%	1.3%
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%
就労移行支援	2.0%	1.7%
就労継続支援A型	0.4%	0.4%
就労継続支援B型	2.0%	1.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%
児童発達支援	2.5%	2.2%
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%

福祉専門職員配置等加算等が無いサービス	加算
重度障害者等包括支援	1.5%
施設入所支援	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	5.1%
保育所等訪問支援	5.1%

(注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。

(注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。

(注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。

(注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

処遇改善加算に係る加算率の算出方法（例）

全国の加算対象各サービス事業所におけるサービスごとの勤続10年以上の介護福祉士等の職員数(常勤換算) × 8万円

全国の加算対象各サービス事業所におけるサービスごとの給付費

各サービスの
ベース加算率
1. 0%

加算 I
1. 1%

加算費用がベース
と同じになるよう
上乘せ

×0.9

加算 II
0. 9%

加算の給付

事業所の職員

事業所

事業所の
給付費

福祉専門職員配置等加算等の有無により

× 【有】加算 I : 1. 1%

又は

【無】加算 II : 0. 9%

障害福祉人材の処遇改善における事業所内配分ルール

○ 新しい経済政策パッケージ(抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。
また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

- ・ 10年以上の介護福祉士等の数に応じて加算率を設定
- ・ 一部サービスは福祉専門職員配置の手厚さ等を評価し、加算率を二段階に設定

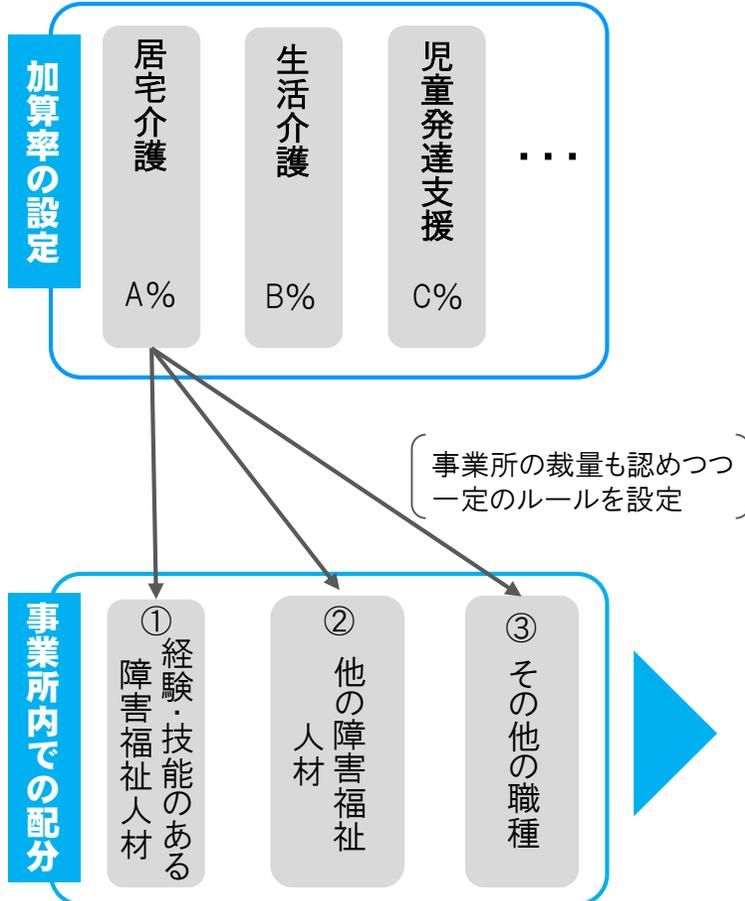
事業所内配分ルール

- 原則、介護と同様の事業所内配分ルールとすることで、介護と一体的に運営している事業所で混乱が生じないようにする。
 - ① 経験・技能のある障害福祉人材(勤続10年以上の介護福祉士等)
 - ② 他の障害福祉人材(勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員)
 - ③ その他の職種に従事する職員(①②以外の職員)

しかし、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける「障害福祉サービス等の特性として、研修等で専門的な技能を身につけた福祉・介護職員やその他の職種に従事する職員においても専門的な技能で障害福祉サービス等の質の向上に寄与している職員がいることについて配慮が必要」という旨の意見を踏まえて、以下の特例を設けることとする。

- ・ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員について、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
 - ・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。
- ※ ③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。

※ どのような職員について、職員区分を変更するのか報告を求めることとする。



事業所内配分ルールのイメージ

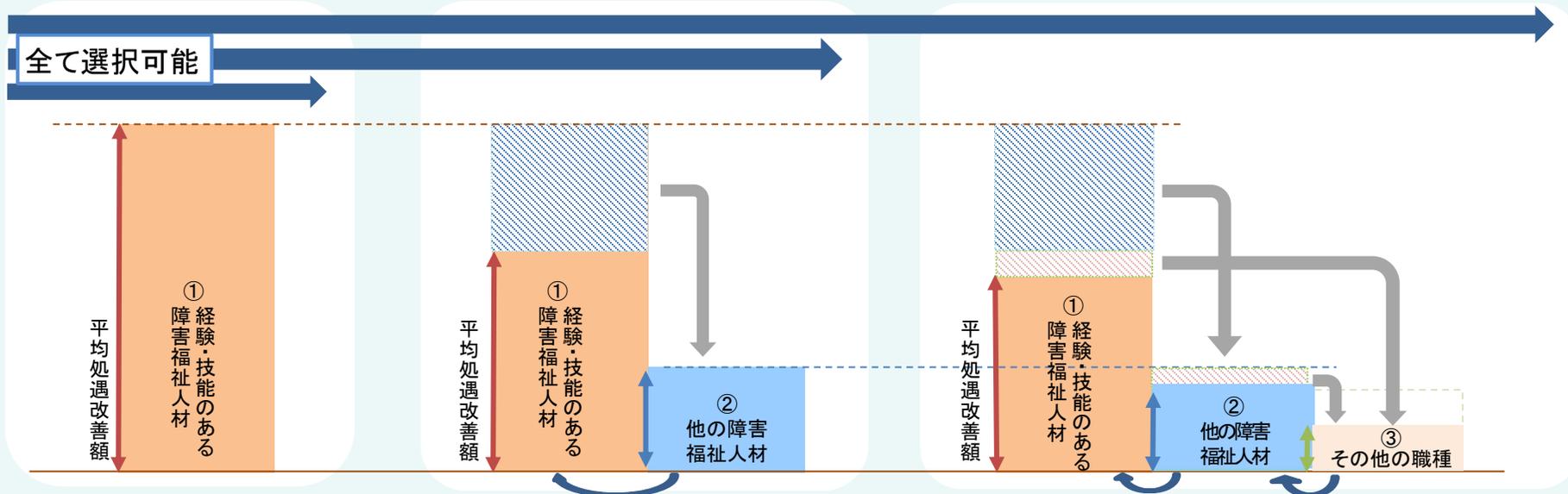
- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上となる者を設定・確保すること。
→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
- ▶ 平均の処遇改善額について、
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
 - ・ ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限り)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。

【介護保険と同様の留意点】

- ※ ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- ※ ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※ 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※ 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※ ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。
- ※ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。
(③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



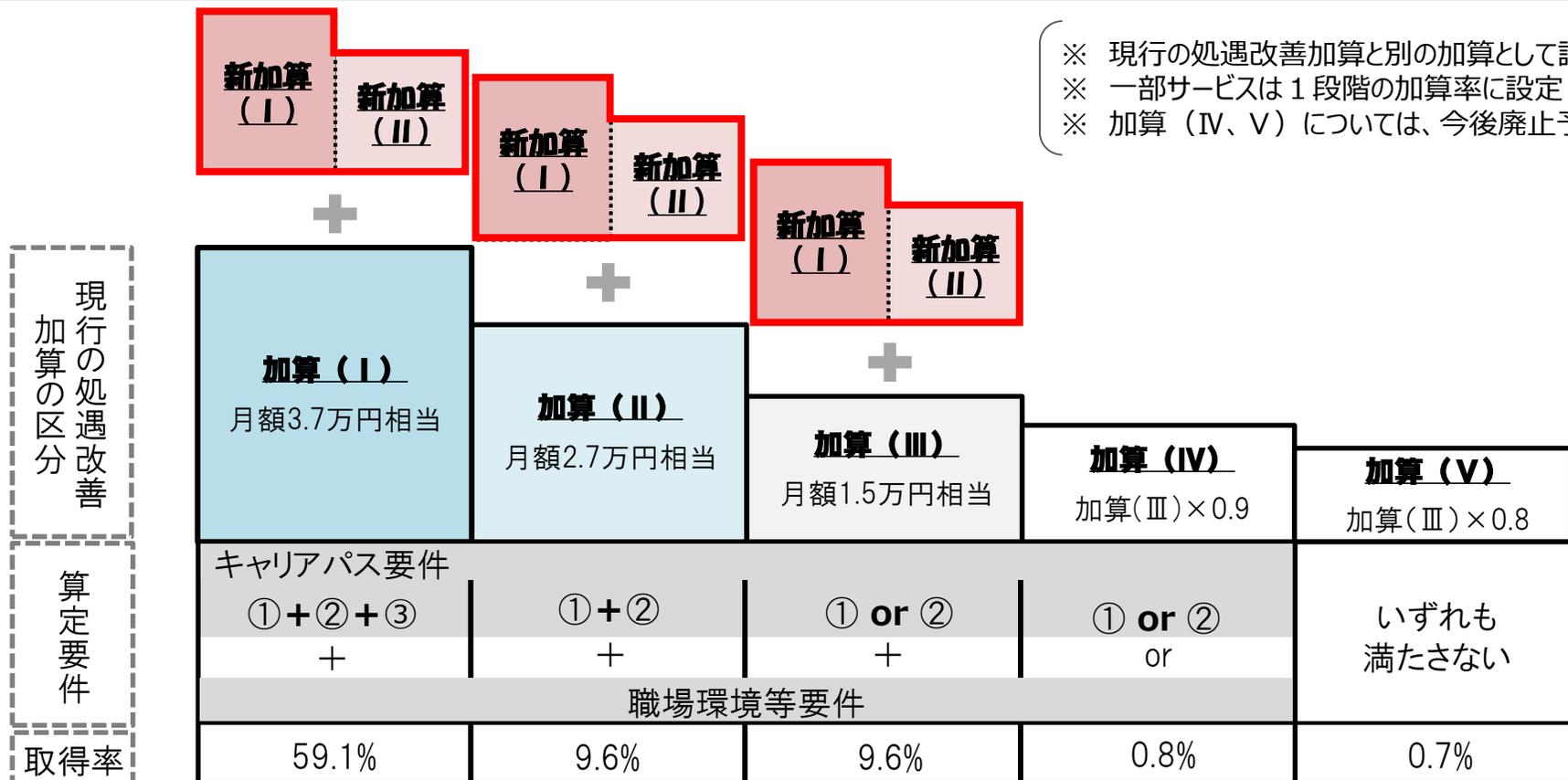
処遇改善加算全体のイメージ

<更なる処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定
 - ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



※ 現行の処遇改善加算と別の加算として設定
 ※ 一部サービスは1段階の加算率に設定
 ※ 加算（Ⅳ、Ⅴ）については、今後廃止予定

現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の一部見直しについて

対応方法

<2021年度報酬改定に向けた対応>

- 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

<2019年度報酬改定における暫定的な見直し>

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。2019年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%



	見直し後の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

<消費税率引上げに伴う報酬改定率について>

- 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

- 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)